

2002年1月10日  
(平成14年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 横尾裕夫

上地願及び登記嘱託書の個人情報を外部提供することについて（答申）

2001年（平成13年）12月21日付けで諮問された、上地願（以下「本件上地願」という。）及び登記嘱託書（以下「本件登記嘱託書」という。）の個人情報を外部提供することについて次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報保護条例第9条第2項第4号の規定による外部提供の必要性を認める。

2 実施機関の職員の説明要旨

実施機関の職員の説明を総合すると、本件上地願及び本件登記嘱託書の個人情報を外部提供する必要性は、次のとおりである。

ア 上地願は、公衆用道路用地として国に対しその所有権を譲渡する旨を申し出る書類であり、その記載内容は、上地願提出者の住所、氏名、上地する土地の表示及び図面となっている。

イ 登記嘱託書は、官公庁の嘱託によってなされる登記申請であり、その記載内容は、登記義務者の住所、氏名、上地する土地の表示となっている。

ウ 平成13年12月10日付けで、神奈川県知事から争訟事件に係る調査及び資料として、本件上地願及び本件登記嘱託書について提供依頼があった。本件上地願は、昭和25年11月20日付けで原告の曾祖父及び養父の連名で、藤沢市長に提出されたものである。また、本件登記嘱託書は、昭和27年3月6日付けで藤沢市長職務代理者藤沢市助役が横浜地方法務局藤沢出張所宛に提出したものである。

エ 本件上地願及び本件登記嘱託書には、国と原告とで係争中の所有権移転登記請

求事件の該当地が記載されており、国が応訴するにあたり本件該当地が公衆用道路用地として建設省名義に登録された経緯を説明する必要があるが、その根拠資料として使用するためであり、本件上地願及び本件登記嘱託書を外部提供する必要性がある。

オ 本件訴訟は神奈川県在所管する第1号法定受託事務であるため、国の利害に係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第2条第3項により、訴訟主体である国に代わって神奈川県知事より外部提供を求められたものである。

### 3 審議会の判断理由

本件上地願及び本件登記嘱託書には、国と原告とで係争中の所有権移転登記請求事件の該当地が記載されており、国が応訴するにあたり本件該当地が公衆用道路用地として建設省名義に登録された経緯を説明する必要があるが、その根拠資料として使用することから、本件上地願及び本件登記嘱託書を外部提供する必要性は認められる。

以 上